

様式5

被 処 分 者	認 定 証 番 号	山梨県公安委員会 第47-0247号
自動車運転代行業者の 名称又は記号	KI運転代行	
主たる営業所が 所在する市町村	甲府市	
処 分 年 月 日	令和8年2月12日	
処 分 内 容	指示処分	
処 分 理 由	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条に規定する損害賠償責任保険(共済)契約を締結していたものの、保険(共済)掛金の未払いにより保険(共済)契約が失効した状態で、自動車運転代行業務を行ったこと。	
根 拠 法 令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条及び第22条第2項	
処 分 を 行 っ た 都 道 府 県	山梨県	